

令和2年度保険料 免除申請の受付開始

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

経済的理由や災害などにより保険料を納めることが困難であると申請して認められた場合に、保険料の全額または一部の納付が免除される免除制度があります。

令和2年度保険料と受給割合

	保険料	老齢基礎年金の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の3免除	4,140円	8分の5
半額免除	8,270円	8分の6
4分の1免除	12,410円	8分の7
全額納付	16,540円	8分の8

- 対象 本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の人
- 免除期間 7月～翌年6月
※失業した場合も申請することで、保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 必要なもの 免許証などの身分証明書、印鑑
失業の場合…離職票、または雇用保険受給資格者証
※新型コロナウイルス感染症に関する免除申請は広報おおづ6月号をご覧ください。

■保険料の猶予・特例制度

納付猶予
50歳未満の人で国民年金保険料を納めることが困難な人は、申請をして認められた場合は、保険料を納めることが猶予されます(学生は対象外)。

学生納付特例
学生で前年所得が基準額以下の人は、申請をして認められた場合は、保険料を納めることが猶予されます。



■「免除・猶予・特例」と「未納」の違い

障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例の全ての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、万一の場合に満額保障されます。

●「免除・猶予・特例」比較表

	納付	全額免除	一部免除※	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族基礎年金(受給資格期間に参入されるか?)	○	○	○	○	×
老齢基礎年金 受給資格期間に算入されるか	○	○	○	○	×
年金額に反映されるか ※反映率	1	2分の1	8分の5～8分の7	0	0

※一部免除承認後の保険料を納付していることが必要。

■産前産後期間の保険料免除制度があります

●免除対象期間の例

4月	5月	6月 免除対象月	7月 免除対象月	8月 免除対象月	9月 免除対象月	10月
----	----	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

出産予定日または出産日が属する月(産後の届け出の場合は出生日)

4月 免除対象月	5月 免除対象月	6月 免除対象月	7月 免除対象月	8月 免除対象月	9月 免除対象月	10月
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

※出産予定日の6カ月前から届出可能です。
※産前産後免除の期間は年金受給資格期間に計算される上、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

出張年金相談所をご利用ください

毎月第3金曜日に、年金事務所相談員による「出張年金相談所」が、オックスプラザに開設されています(予約制)。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

- 年金に関する問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142
- 出張年金相談所の予約 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

国保

国民健康保険に加入・脱退には届出が必要です

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

	どんなとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入してきたとき (職場の健康保険に加入していない場合)	●転出証明書 ●印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養からはずれたとき)	●職場の健康保険(社会保険など)をやめた証明書※ ●印鑑
	※社会保険資格喪失証明書や離職票など 誰がいつ、どの健康保険をやめたかわかる証明書が必要です。	
脱退	他の市町村に転出するとき	●国民健康保険証(全員分) ●印鑑
	職場の健康保険に加入したとき (扶養に入ったとき)	●国民健康保険証(全員分) ●職場の健康保険証(全員分) ●印鑑

国 民健康保険は、他の健康保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人を除く全ての人が加入します。健康保険の切り替えは自動的に行われませんので、取得・喪失などの変更があったときには、14日以内に届出てください。

●届出が遅れると・・・
加入の場合
加入資格を得た日(他の健康保険の喪失日)にさかのぼり保険料を納める必要があります。

脱退の場合
他の健康保険加入後に、国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療給付費や健診の助成金を返還する必要があります。

さらに、国民健康保険の保険料と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めることになりますので、ご注意ください。

新しい国民健康保険証・後期高齢者医療保険証を発送

現在の保険証の有効期限は、7月31日(金)です。有効期限が切れた保険証は、細かく裁断して各自で処分するか、役場健康保険課に返還してください。

●郵送期間

7月16日(木)～7月31日(金) ※7月中に受取れなかった場合は、8月3日(月)正午以降に、窓口でお受け取りください。

●窓口交付に必要なもの

- ・印鑑(スタンプリ式不可)
 - ・本人確認書類(免許証など)
 - ・委任状(別世帯の人の受取時)
- ※事前に窓口交付を申請した人は7月14日(火)から受け取れます。

福祉

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の申請猶予

●問い合わせ 役場福祉課 障害福祉係 ☎096(293)3510

新 型コロナウイルス感染症の影響により精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療に関して提出の猶予や有効期間の延長があります。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの際に、医師の診断書の提出が最大で1年間猶予されます。

●対象者

精神障害者保健福祉手帳の有効期限が、3月1日～令和3年2月28日までの人で、更新時に医師の診断書を提出する必要がある人

※ただし、更新申請書の提出は必要です。また、年金証書を添付しての申請、自立支援医療費(精神通院)との同期申請については、通常通り申請が必要です。

●留意点

・診断書を提出せずに更新手続きをした場合は、手帳の有効期限から1年以内に診断書を提出する必要があります。提出がない場合は、お持ちの手帳が失効しますので、ご注意ください。

■自立支援医療

更生医療 育成医療・精神通院医療について、受給者証の有効期間が1年間延長となります。

●対象者

受給者証の有効期間が3月1日～令和3年2月28日までの間に満了する人

※ただし、新規申請、町外転入、変更申請については、通常通り申請が必要です。

●手続き

医療機関での診断書の取得や町役場の窓口での更新手続きは必要ありません。現在お持ちの受給者証を書き換えることもなく、そのまま使用することができます。既に更新手続きが済んでいるものは、通常通り新しい受給者証が発行されます。新しい受給者証の発行を希望する人の更新は、通常通り申請を受理します。

